

令和4年 第6回

川西市教育委員会（定例会）議事録

川 西 市 教 育 委 員 会

会議日程・付議事件	1
出席者	2
説明のため出席を求めた者	3
議事録作成者	3
審議結果	4
会議の顛末（速記録）	5 ~ 27

会議日程・付議事件

会議日時 令和4年3月24日(木) 午後2時00分

場 所 川西市役所 4階 庁議室(オンライン会議)

日程 番号	議案 番号	付 議 事 件	備 考
1		議事録署名委員の選任	
2		前回議事録の承認	
3		教育委員の活動について	
4	議案第 3 号	組織の再編整備に伴う補助執行の協議について	
5	議案第 4 号	行政組織の再編整備等に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について	
6	議案第 5 号	令和4年度における川西市教育推進方針について	
7	議案第 6 号	川西市学校給食費の徴収等に関する規則の一部を改正する規則の制定について	
8	議案第 7 号	川西市立小学校、中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について	
9	議案第 8 号	川西市学校運営協議会設置規則の一部を改正する規則の制定について	

## 出席者

教 育 長            石 田       剛

委            員            坂 本 かおり  
(教育長職務代理者)

委            員            治 部 陽 介

委            員            佐々木 歌 織

委            員            倉 見 昇 一

説明のため出席を求めた者

教 育 推 進 部 長	中 西	哲
こ ども 未 来 部 長	山 元	昇
教 育 推 進 部 副 部 長	岩 脇	茂 樹
教育推進部副部長（教育保育担当）	山 戸	正 啓
こ ども 未 来 部 副 部 長	釜 本	雅 之
教 育 政 策 課 長	的 場	秀 樹
教 育 保 育 課 長	高 橋	忠 大
こ ども 支 援 課 長	井 上	昌 子

議事録作成者

教 育 政 策 課 主 査	松 永	勝 彦
---------------	-----	-----

議案等審議結果

議案 番号	議 案 名	提 出 年月日	議 決 年月日	議 決 結 果
議案 3	組織の再編整備に伴う補助執行の協議について	4.3.24	4.3.24	可 決
議案 4	行政組織の再編整備等に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について	4.3.24	4.3.24	可 決
議案 5	令和4年度における川西市教育推進方針について	4.3.24	4.3.24	可 決
議案 6	川西市学校給食費の徴収等に関する規則の一部を改正する規則の制定について	4.3.24	4.3.24	可 決
議案 7	川西市立小学校、中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について	4.3.24	4.3.24	可 決
議案 8	川西市学校運営協議会設置規則の一部を改正する規則の制定について	4.3.24	4.3.24	可 決

[ 開会 午後2時00分 ]

- 石田教育長     それでは、只今より、令和4年第6回川西市教育委員会（定例会）を開会いたします。
- 本日も先月に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、さらなる3密対策をはじめとした感染防止対策を講じる必要があることから、オンライン会議にて開催いたします。
- 石田教育長     「本日の出席者」をご報告いたします。  
                  坂本委員、入室よろしいでしょうか。
- 坂本委員       坂本です。入室しております。
- 石田教育長     治部委員、ご入室確認お願いします。
- 治部委員       治部、入室しました。
- 石田教育長     佐々木委員、入室確認お願いします。
- 佐々木委員     佐々木、入室しました。
- 石田教育長     倉見委員、入室確認お願いします。
- 倉見委員       倉見です。入室しております。
- 石田教育長     映像及び音声により委員本人であること、また、相互間での映像及び音声の相送受信が適正に行われていることを確認できました。
- 石田教育長     本日は、全員出席でございます。なお、「事務局職員の出欠」につきましては、事務局から報告をお願いいたします。
- 教育政策課長  
（的場）       本日の「事務局職員の出欠」について、ご報告申し上げます。  
                  本日は、全員出席でございます。ただし、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止策として、3密を避けるため理事者は一堂に会さず、一部理事者は別室より出席、分散する措置を取っております。どうぞよろしくお願いいたします。

石田教育長 次に、本日の「議事日程」につきましては、配付しております議事日程表のとおりであります。

石田教育長 これより日程に入ります。日程第1「議事録署名委員の選任」を行います。教育長において、坂本委員、佐々木委員を指名いたします。よろしくお願いいいたします。

石田教育長 では次に、日程第2「前回議事録の承認」でございますが、事務局において調製し、第2回定例会及び第3回から第5回までの臨時会議事録の写しをお手元に配付しております。事務局から説明をお願いいいたします。

教育政策課長  
( 的場 ) それでは、令和4年第2回定例会、第3回から第5回までの臨時会議事録につきまして、ご説明申し上げます。

まず、第2回定例会の議事録につきましては、1ページに会議日程・付議事件、2ページに出席者を、3ページに説明のため出席を求めた者、4ページに議案等審議結果を、議事録につきましては5ページからでございます。会議次第に基づきご審議いただきました経過等につきまして、調製させていただいております。

また、第3回から第5回までの臨時会につきましても同様に調製させていただいておりますが、非公開案件であるため、詳細な審議経過につきましては非公開とさせていただいております。

最後に署名委員の署名ということで、第2回定例会及び第3回臨時会は坂本委員、倉見委員に、第4回臨時会は坂本委員、治部委員に、第5回臨時会は治部委員、佐々木委員に後日ご署名をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

石田教育長 説明は終わりました。只今の説明について、ご質問はありますか。よろしいですか。

石田教育長 それでは、お諮りいたします。第2回定例会、第3回から第5回までの臨時会の議事録につきまして、これを承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 ご異議なしと認めます。よって、議事録につきましては承認されました。

石田教育長       では次に、日程第3、教育委員の活動についてであります。事務局から報告をお願いいたします。

教育推進部長  
(中西)       それでは、2月分の教育委員の皆様のご活動についてご報告いたします。まず、坂本委員におかれましてはP T Aありかた検討会にオンラインにて出席いただきました。また、吹田市令和3年度文部科学省委託事業成果報告会へオンラインにてご参加いただき、魅力ある学校づくりに関する調査研究について拝聴されました。

治部委員、倉見委員におかれましては、令和3年度第4回市町村教育委員会オンライン協議会へご参加いただきました。

主なものではございますが、ご報告させていただきます。

石田教育長       只今の報告について、ご質問ございませんか。よろしいですか。何かこれに付け加えるといえますか、別に報告があったらよろしく願います。

まず、坂本委員、どうですか。

坂本委員       坂本です。P T Aありかた検討委員会は3年前から始まりまして、今年度で終わったわけですけれども、1年コロナで空いて3年かけてされたんですけれども、折しもコロナでP T Aの在り方というのが本当に、今まであったものが当たり前のようにならなくなったということと重なったので、ありかた検討会があってもなくても、P T Aは変わっていたんだと思うんですけれども、何かテーブルに皆さんで集まって話ができる機会がやっぱりあってよかったなというのが率直な感想です。

何が正解かは分からないし、他市のP T Aにも私、ちょっと関わっているんですけれども、やっぱりまだ昔ながらのP T Aをやっているところもあったりして、川西は川西のやり方で変わっていけばいいなという部分と、やっぱり本当にP T Aがやるべきことというのをちょっと見直していきたいな、もうちょっと見詰めたいなと改めて思いました。

あと、吹田市の令和3年度文部科学省委託事業成果報告会というのが、治部委員がずっと言われていた、いじめのスクリーニングの成果発表だったんです。それが何かやっぱりアンケートだけじゃなく、スクリーニングだけじゃなくて、それぞれ先生方に対しての共通認識であるとか、市全体で動いているということが成果につながったような感じに見受けられるので、今回、来年度手挙げ式でやってくださるとは思うんですけれども、

いいなと思って流れができたなら、川西市としてもう一步踏み込んだ感じでやったらいいななんて思いました。

以上です。

石田教育長

ありがとうございました。

P T A ありかた検討会については、今、坂本委員の報告にありましたけれども、一応これで取りまとめ終了ということで、今、報告書のほうについてまとめているところです。まとめ次第、また各教育委員の方にお配りして、ちょっとどういう内容なのかということについて協議とか熟議したいと思いますので、よろしくをお願いします。もう間もなく出来上がるというふうには思っています。

それから、先ほど言いました吹田市の取組について、また資料等ありましたら教育政策課経由で各教育委員で共有できてもいいかなというふうに思っています。ちょっと私のほうも今それは全然情報を持っていませんので、またご相談させていただきたいなど。以前、治部委員に提案いただいた分について、こちら側の進捗の状況もまた報告したいと思いますので、よろしくをお願いします。ありがとうございました。

治部教育委員、何かありますでしょうか。

治部委員

治部です。私が参加させてもらったのが、文科省主催の市町村教育委員会オンライン協議会なんですが、そこで地域と学校の連携、協働についてというテーマ、分科会でいろんな意見交換をさせていただきました。学校運営協議会と地域学校協働本部の推進には非常に賛成するところが多くて、学校を中心とした地域づくりをするときに、学校と家庭と地域社会の3者がどう協働していったらいいかみたいなビジョンは今後進んでいけばいいなと思っています。

川西市においてもこれから学校運営協議会が広がっていくので、期待を持てる場所ですね。そこで地域人材を活用した学校支援活動がどんどん今後盛んになっていくだろうと予想しています。

その一方で、今後注目していきたいと思うのが、学校支援活動に加えて、特別活動のカリキュラムとか教育方針とか学校評価とか、よりコアな核心部分に影響するような学校運営にどの程度地域が介入してくるのかなというのは今後注目していきたいと思います。それがいずれ持続可能なバランスを維持できるのかというのは大事な事かななんて思いました。

以上です。

石田教育長

ありがとうございました。

学校運営協議会については担当のほうからのプレゼンはしてもらっているんですけども、実は先月の教頭会議、2月の教頭会議で文部科学省の担当、学校運営協議会とか地域学校協働活動を担当される志々田先生という先生のちょっと講演といいますか、演習をしていただいて、どういうふうに進めるのがいいのかというようなことをご提案いただきました。私自身は、その方の書物を読んだこともあって、たまたまその人の話が聞けるということですのでごく楽しみにしていたんですけども、やはりかなり先行地はいろんな取組をやっておられるということで、来年度から川西市もちょっと拡大してモデル校を増やしていきますので、先ほど今、治部委員が言われたように、学校支援だけでとどまるのではなくて、主体的に学校を運営してもらおうという、そういう視点での運営が必要になってくるかなというふうに思っています。

ありがとうございました。また志々田先生のデータがもしありましたら、これも教育政策課を通じて各教育委員の方に送らせていただきますので、よろしくをお願いします。

佐々木委員、何かありますでしょうか。

佐々木委員

特にはないです。

石田教育長

ありがとうございます。

倉見委員、何かございますでしょうか。

倉見委員

私も治部委員と同じように市町村教育委員会オンライン協議会に参加させていただきました。働き方改革と教育の情報化の分科会に参加しました。教育の情報化の分科会では、「広報かわにし」の2月号が、ちょうど「ICTで学びを着実に」という特集でしたので、川西市では「広報かわにし」でもこのように取り上げるくらい積極的にICTを活用していますよ、とPRしておきました。

それで、特段ほかの市町村の話聞いて目新しいことを感じることはなかったのですが、やっぱりそうかなと思ったのは、次のタブレットの更新時、そのときにどれだけ国から補助があるのかということにもよりますが、経費がかかるなということはある程度覚悟しておかなければいけないというふうに思いました。

以上です。

石田教育長

ありがとうございました。

川西市のアピールもしていただきまして、ありがとうございます。今、ご提案いただいた5年後、今、だから4年後になるんですけども、タブレットを更新するときにはどのような形で配布するのかということについては、近隣市町もかなり悩んでいて、国のまず動きを見てからでないといけないなどと言っているんですけども、国のほうもまだそのことについて提案はないようですので、ただ、いろんなコロナ禍の中で生活格差というのも明らかになっている中で、保護者負担に依存してというのはちょっと難しいのではないかなと個人的には思っています。どういう形でタブレットを新規で配布するのかということについては、

またご相談する時期が来るかと思えますけれども、よろしく願います。

以上でございます。ありがとうございました。

只今の報告で教育委員の活動については以上といたします。

石田教育長

では、日程第4、議案第3号「組織の再編整備に伴う補助執行の協議について」であります。事務局から説明をお願いします。

こども支援課長  
(井上)

それでは、議案第3号「組織の再編整備に伴う補助執行の協議について」ご説明申し上げます。

議案書の3ページをご覧ください。

本件は、組織の再編整備に伴い、市長権限事務の一部を教育委員会または教育委員会所属職員に補助執行させることについて、市長より協議を受けたことにつき、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決を求めるものでございます。

協議の内容につきましては、5ページに市長からの協議書を添付しております。

現在、市長部局の福祉部が所掌しております事務のうち、障害児自立及び社会参加の促進に関することを教育委員会または教育委員会所属職員に補助執行させることにつきまして、地方自治法第180条の2の規程に基づき協議を行うものでございます。このことによりまして、必要な規則の改正を行おうとするものです。

回答案につきましては4ページをご覧ください。

対象となる障害児自立及び社会参加の促進に関することにつきまして、教育委員会または教育委員会所属職員に補助執行させることについて異議がない旨の回答案となっております。

また、用語の意味になりますが、公法上の「補助執行」は権限の変更が

ないこと、つまり、市長権限の事務を教育委員会所属職員が行うということでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

石田教育長

説明は終わりました。質疑、ご意見等はございませんか。

これについては以前、前々回の協議会ぐらいに、年末ですかね、組織改編についてご相談させていただいたとおり、障害児の福祉に関わる部分も一括して教育委員会事務局内で見ることによって、その子どもの成長を縦に見ていこうという形でやっています。考え方としては、個人の成長、生育に関する、またその福祉に関することは、このこども支援課の育成支援ですかね、担当が担うこととなります。その中で学校教育や幼児教育、保育が取り組むべきことは、教育推進部の教育保育課が担うこととなります。

したがって、両課は隣同士になって、常に協力しながら、連携しながら職務、業務を進めていく形になるというふうに思っています。4月にはそのための異動みたいなものも予定しております。何か質問ありますでしょうか。よろしいですか。従前、担当からも説明していますので、よろしくをお願いします。

石田教育長

それでは、お諮りいたします。議案第3号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第3号につきましては可決されました。

石田教育長

次に、日程第5、議案第4号「行政組織の再編整備等に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について」であります。事務局から説明をお願いします。

教育政策課長  
(的場)

それでは、議案第4号「行政組織の再編整備等に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について」ご説明いたします。

議案書は6ページになります。ご覧ください。

本案は、「行政組織の再編整備等に伴う関係規則の整備に関する規則」

を別紙のとおり制定するについて、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決を求めるものでございます。

提案理由は、行政組織の再編整備等に伴い、関係規則の整備に関し必要な事項を定める必要があるためでございます。

本議案で改正しようとするものにつきましては、主に「所掌事務の変更によるもの」です。

全てで3つの規則を一括して本議案で改正しようとするものでございます。

まず、少しページが飛びますが17ページをご覧くださいませでしょうか。17ページが事務分掌規則のほうになります。

こちらのほうは、令和4年度からの組織再編の内容及び各課の事務分掌について、具体的に例規へ反映させたものでございます。

具体的でございますが、議案書17ページ中ほどにございます、朱書きさせていただいております、こども未来部を今年度の2課体制、現行のところから改正案のところを変更しております、こども支援課の事務の一部を入園所相談課として新たに設置したというところで、3課体制に変更しております。

続いて、18ページをご覧ください。

令和3年度教育政策課の事務分掌としておりました「PTAに関すること」を社会教育課に移管することとしております。

次に、19ページでございます。

令和4年度に市長部局の障害福祉課分掌事務の一部がこども支援課に移管されることに伴い、「(10)障害児の自立及び社会参加の促進に関すること」、「(11)特別な支援を必要とする子どもに関すること」を追加しております。

次に、飛びまして21ページになりますが、先ほど、こども支援課の分掌事務の変更をご説明させていただきましたが、こども同じく川西さくら園の部分が移管されるために、別表に追加しているというような形でございます。

これがまず1つ目の事務分掌規則の改正になります。

次が事務処理規則の改正についてですが、ページをお戻りいただきまして、13ページをご覧くださいませでしょうか。

13ページでは事務分掌規則、先ほどご説明した改正に伴って事務処理を行う部分を改正しております。

別記に、改正前、改正後の部分が載っております、そこの処理権限が部長、副部长、課長というのを改正しているというような形になっております。

最後に、3つ目の規則でございますが、教育支援委員会規則の改正でございます。

議案書23ページをご覧ください。

こちらのほうでは、教育支援委員会の規則改正で、今年度教育保育課において所管しておりました特別支援に関する事項を令和4年度にこども支援課へ移管することに伴い、この規則を改めようとするものでございます。

本議案の説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

石田教育長

説明は終わりました。担当のほうから要点を絞って説明をいただいたところですが。組織改変については3点あったということで、先ほどの子ども福祉の部分、それからPTAの部分、それから入園所相談課という新しい課を取りまとめましたので、その3つのことから変えるということです。何かご質問等ございますか。

治部委員

川西さくら園の移管は、どんな流れで移管に至ったのでしょうか。

こども未来部長  
(山元)

川西さくら園につきましては、障害児に関する福祉事務が移管される流れの中で、従前から障害福祉課のほうでさくら園を所管しておりましたので、さくら園も併せて障害児福祉事務と一緒に教育委員会のほうの所管事項になったというふうなことで、ご承知のとおり、さくら園では障害児に関する相談支援事業も実施をしておりますので、そういった点も含めてこども未来部のほうの所管になってまいります。

治部委員

障害福祉課で管轄していたものだから一緒にさくら園も移管されたんですね。分かりました。ありがとうございます。

石田教育長

ほか、また関連するところ、何かご質問ありますでしょうか。

PTAについても、PTAありかた検討会という形でしたので、非常に横断的なところもあるということで、教育政策課が今年度まで持ってきたわけですがけれども、一応ありかた検討が終わったのでもともとの社会教育に戻すという形です。ただ、学校にも関わりの深いところですので、それにある程度精通した担当者を配置しようというふうに考えています。よろしいですか。

石田教育長

それでは、お諮りいたします。議案第4号につきまして、これを可決す

ることにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長      ご異議なしと認めます。よって、議案第4号につきましては可決されました。

次に、日程第6、議案第5号「令和4年度における川西市教育推進方針の策定について」であります。事務局から説明をお願いします。

教育政策課長  
(的場)      それでは、議案第5号「令和4年度における川西市教育推進方針の策定について」ご説明いたします。

議案書24ページをご覧くださいませでしょうか。

本案は、令和4年度における川西市教育推進方針の策定について、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決を求めるものであります。

続いて25ページをご覧ください。

本市では、教育委員会の基本的な方針は、第5次総合計画で定めておりますが、教育行政を進めていく上での具体的な内容につきましては、この「川西の教育」の中で定めることとしております。

そのため、26ページの「基本理念」「めざす人間像」、27ページの「5つの基本方針」は、第5次総合計画に基づいた基本的な方針ですので変更はいたしておりません。

令和4年度から取り組む内容を昨年度の「川西の教育」から変更している部分を赤の文字で表記しているということで、28ページからでございます。

それでは、まず28ページから31ページの「5つの基本方針」に基づいた取組を記載した部分でございますが、そちらの部分で先ほど申し上げました変更点のほうを赤の文字で記載しているというような状態でございます。その後、32ページから飛びますが34ページにつきましては市の「予算の概要」で、いわゆる教育委員会に関わる主な事業であるとか、予算額のほうを掲載しておる部分、ここを同じように「川西の教育」のほうに記載させていただいたというような状況でございます。

実際には35ページ以降をご覧くださいませたいんですが、ここが変更点でございますので、この新旧対照表を基に私のほうで主な内容をご説明のほういたします。

まず35ページでございます。

中ほどのところに学校運営協議会、地域学校協働本部について、設置はもとより、活動をさらに推進していくという意味も含めまして記載内容をこのような形に変更させていただいております。

次に、36ページでございます。

真ん中の左側で申し上げますと黒の四角の部分で「確かな学力を育む教育の充実」という部分で、右側の赤い文字で「川西養護学校における自立活動への支援」という取組のほうを追加させていただいております。

同じくそのページの下に「自立して未来を切り拓く態度の育成」というところで、具体的な取組で「学びのスペース『セオリア』や校内フリースクール、ICT等を活用した居場所づくりの充実」を追加で記載しております。

次に、38ページでございます。

文化財のところでございますが、四角の黒の4つ目です、「文化財の保存と活用による新たな価値の創造」のところに「学校教育や市民団体等との連携」ということで取組内容を追加しております。

最後に、39ページになります。

四角で申しますと下から2番目、「安全・安心で快適な教育施設の整備」のところで「市立就学前教育保育施設のあり方(原案)に基づく施設の再編」ということで、こちらの内容も追加したというものでございます。

主な変更点は以上のような形になります。

説明は以上です。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

石田教育長

説明は終わりました。昨年度と変更した点もそうですし、推進の方向のところで内容をもしご確認したいことがありましたら、それも含めて質問とかご意見を承りたいと思いますが、どうでしょうか。

治部委員

28ページの保育所、認定こども園、幼稚園等々の3つ目のドットと4つ目のドットについて少し情報をいただきたいなと思うんですが、ここでいう評価システムの充実と学校運営協議会制度の活用が何かリンクしたりするんですか。これが1点目です。

もしくは学校評価システムって今現在どんなシステムを導入されていましたか、その辺もまた教えていただければと思います。

石田教育長

学校評価については第三者評価も含めて今取り組んでいるところです。担当がいますので担当に代わります。

教育推進副部長 (山戸) 今、学校のほうでは学校評価、保護者等、そして教職員のほうとかの評価を基に、学校評議員制度のほうで、その委員の人らに見てもらって助言等をいただいているところです。また学校運営協議会の中で今行われているものと同じように学校評価のほうからご助言いただいている感じです。就学前になりますと。それも学校と全く同じではないですけども、そういったアンケートを基にそういう評価ができていくようなシステムを今つくりつつあるというところでございます。

以上です。

治部委員 ありがとうございます。

石田教育長 学校評価を受けて、どういうふうな取組をしていくのか、またその評価の在り方がどうなのかということについて、今後は学校運営協議会も主体的に参加していただくという、そういう趣旨でございます。

治部委員、2点目があれば。

治部委員 ありがとうございます。2点目が放課後子どもプラン事業なんですが、右に写真が添付してあって分かりやすいなと思っていたんですけども、これ、放課後子ども教室って実際どんな活動を今現在されていますか。

坂本委員 各学校で結構いろいろ違うことをやっていて、各小学校でも将棋みたいなものやってみたりとか、製作してみたりとか工作をやっていたりとか、いろいろお料理してみたりとか、やっています。地域の方がやっていたりしますね。

教育推進副部長 (山戸) 私たちのほうの所管ではないんですけども、我々学校と話している中では、読み聞かせをやっていたり科学的なペットボトルを飛ばすというようなことをされているところもあったり、先ほど坂本委員のほうがおっしゃったように料理教室をやっていたりというふうに、各学校ごとといいますが、放課後子ども教室ごとによって対応は少し変わってくるかなと思うんですけども、地域の方がそういったところで専門性のあるものを実施していただいているというところでございます。

以上です。

石田教育長 放課後子ども教室の活動内容についてはまた後日、どんな活動をしているかということを取りまとめて情報共有、教育委員の方としたいと思いま

す。比較的、川西市はそういう点で言うと各地域共に熱心に学校や子どもを支援するような、そういう子ども教室は開催されているところです。

ただ一方、後継者をどうしていくのかということも問題にはなっているところです。これからの話になりますがそれが地域学校協働本部や地域学校協働活動に取りまとめられていくような形になっていくのではないかなというふうには想定しているところです。またどういう活動を具体的にしているかということについては、担当が今あれですので、先ほど言いましたように報告させていただきたいと思います。

ほか、どうぞ。

坂本委員 聞いてもいいですか。

石田教育長 はい、坂本委員。

坂本委員 38ページの高齢者大学りんどう学園の充実と生涯学習短期大学レフネックの充実というのは削除されるのが、ここまで一旦中止しますということで開かれていないと思うんですが、その先々のことを考えますというので終わっているのよかったですのかなというのと、生涯学習グループ活動と公民館登録グループ活動の違いがちょっと私の中で分からなくて、教えていただきたいんですけども、お願いします。

石田教育長 1つ目の高齢者大学りんどう学園と生涯学習短期大学レフネックということについてなんですけれども、今、コロナ禍の中で一定自粛はしているところではあるんですけども、令和5年度を見据えて、どういった形でもう一度事業を再検証も受けてやっていくかということについて、社会教育委員の会で今報告書を取りまとめていただいているところです。社会教育委員の会ではレフネックに関係していた方々も参加していただいて、レフネックの成果と課題みたいなものもまとめられています。それと同時に、りんどう学園という高齢者大学という形であったんですけども、今後どうしていくかということで、一つはやっぱりりんどう学園とレフネックをもうちょっと連動させて、もともとは、発生は別なところから来たんですけども、公民館講座と生涯学習から出ているんですけども、取りまとめていこうかというのが一つと、高齢者というくくりで社会教育を考えていくのではなくて、子どもや働いている世代も対象にしたような、そういうような社会教育、生涯教育を考えていく必要があるかなということで、その社会教育委員の会の報告書がまとまった上で、教育委員の方々にもち

よっとご協議いただいて、今後の形づくりみたいなものはご相談させていただこうかなというふうに思っています。令和4年度の上半期には一定の方向性をはっきりして、令和5年度から動き出すような形になるかなというふうに考えています。

教育推進部長  
(中西) まず、グループ活動、生涯学習短期大学等のグループ活動につきましては、4年度は引き続き活動いただきますが、5年度以降につきましては新しい仕組みの中でそのグループ活動を残すのかどうかというのは、今は白紙の状況でございます。公民館の登録グループにつきましては、これまでどおり各公民館で活動いただく形になります。

石田教育長 ちょっと別物なんですね、活動としては。公民館の登録として公民館で活動されている方と、レフネックの中の一講座の中でやっておられる方で、生涯学習という点では一緒なんですけれども、ちょっと活動の内容とか、それは違うんですね。公民館活動は継続してやるんですけれども、生涯学習短期大学レフネックのほうは先ほど言いましたように、ちょっと組織体制を変えるので、今後どうしていくのかということについては今検討中ということですよ。

坂本委員 なるほど。分かりました。発生してくる場所が、公民館でやってはった人が、グループ活動が始まったのか、レフネックが母体であってそこから活動が始まったかということなんなんですけれども、公民館登録グループの方って公民館の予約が早く取れたりとかはすごく感じたりするんですけれども、生涯学習グループの活動の方々が活動するときに、活動するために公民館だったりとかアステとか使うときに、借りやすかったりとかいう優遇があったりするんですか。それが今年はなしになるという感じなんですか。

教育推進部長  
(中西) レフネックの登録グループの方については、令和4年度はこれまでどおり活動いただきます。令和5年度以降は一旦ジュウロクして考えるということなんですけど、令和4年度をもってそこで活動をやめられるのか、もしくは例えば公民館で登録グループとして活動されていくという選択肢もあるかなと思いますので、令和5年度以降の活動についてはまたグループの方と少し調整はさせていただきたいと思っております。

坂本委員 分かりました。消えていたら、私たちが活動していることが存在してな

いみたいに思わはらへんかなと思って、ちょっと心配になったので聞いてみました。

以上です。

石田教育長           ありがとうございます。ほか、ありますでしょうか。よろしいですか。内容については以前から変更点等あれば連絡いただくようお願いしていただきましたので、こういう形で一応取りまとめたということですのでよろしくお願ひします。

石田教育長           それでは、お諮りします。議案第5号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長           ご異議なしと認めます。よって、議案第5号につきましては可決されました。

次に、日程第7、議案第6号「川西市学校給食費の徴収等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」であります。事務局から説明をお願いします。

教育政策課長  
( 的場 )           それでは、議案第6号「川西市学校給食費の徴収等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。

議案書40ページをご覧ください。

本案は、川西市学校給食費の徴収等に関する規則の一部を改正する規則の制定について、川西市教育委員会事務処理規則第10条5号の規定により議決を求めるものでございます。

提案につきましては、学校給食用牛乳の保護者負担額の変更に伴うものでございます。

41ページをご覧ください。

兵庫県からの通知「令和4年度学校給食用牛乳対策の実施について」という通知が来ておりまして、そちらのほうに基づき川西市学校給食費の徴収に関する規則の別表中の「牛乳のみの給食58円」を「牛乳のみの給食60円」に改めようというものでございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

石田教育長 説明は終わりました。牛乳のみの給食費が改正されるということで、今回議案を出しています。これは何、兵庫県のやつ。

教育政策課長（的場） はい、兵庫県からの通知に基づいて、こういう供給対策、一定供給を維持すること、それと保護者の負担をできるだけ抑えようという要領がありまして、それに基づいて毎年通知が来ると、それに基づいて川西市も変更しているというような状況です。

石田教育長 変更している。

教育政策課長（的場） はい。

石田教育長 何か質問ありますか。よろしいですか。

坂本委員 これって小学校ですよ。

石田教育長 いや、中学校と違うの。

教育政策課長（的場） これは、そうですね、これは中学校ですね、中学です。

石田教育長 現状では牛乳のみの給食というのは中学校での給食になりますので。

坂本委員 次のページのところでちょっと……

石田教育長 次のページ。

坂本委員 すみません、勘違いです。

石田教育長 違いますね。議案第7号とは関係ないと思います。

坂本委員 はい。

石田教育長 議案第6号はそういう形です。7号は休業日のやつですね。違いましたか。

教育政策課長  
( 的場 )            そうです。夏季休業日と。

石田教育長            42ページの新旧対照表のことを坂本委員、おっしゃられているんですか。

坂本委員            それ見て、あっと思ったんですけども、これも中学校の話ですか。

教育政策課長  
( 的場 )            小学校、中学校も入っていますね。上の部分は小学校が入っていますね、主食とか副食は。

石田教育長            ちょっと待ってください。

教育政策課長  
( 的場 )            申し訳ございません。実際、ここの部分は学校給食に係るので小学校も中学校も係る一つの規則と考えていただいて、基本、中学校と言ったのは、中学校は今牛乳のみなので、この中学生が58円から60円になると。ただ、小学生でもこの牛乳のみの給食の方は、この分の金額だけの変更になると、そういうことでございます。

坂本委員            よく分かりました。ありがとうございます。

石田教育長            すみません、ちょっと混乱しました。小中学校共通ということですか。

石田教育長            それでは、お諮りいたします。議案第6号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。

                          ( 「異議なし」 の声 )

石田教育長            ご異議なしと認めます。よって、議案第6号につきましては可決されました。

                          それでは、次に日程第8、議案第7号「川西市立小学校、中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」であります。

                          事務局から説明をお願いします。

教育推進副部長 (山戸) それでは、議案第7号「川西市立小学校、中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書43ページをお開きください。

本案は、川西市立小学校、中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するについて、川西市教育委員会事務処理規則第10条1号の規定により議決を求めるものでございます。

提案理由は、夏季休業日の取扱いを変更するに当たり、規則の一部を改正する必要があるためでございます。

当初は、令和3年度において夏季休業期間短縮の試行実施を行い、年間を通じ余裕を持った教育課程の編成と長期休業中の授業日の設定等を検討する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、夏季休業日の大幅な変更や学級閉鎖等が相次いだことによる授業時間の確保が新たな課題となり、より十分な検討を必要とするため、令和4年度も引き続き夏季休業期間の3日間短縮試行期間とし、本改正を行うものです。

改正案の内容につきましては、44ページでございますが、新旧対照表でご説明いたします。

議案書の45ページをお開きください。

第3条第1項の「休業日」のうち、第5号の「夏季休業日」を「7月21日から8月28日まで」に改めます。

規則の施行日は、令和4年4月1日からとしております。

説明は以上です。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

石田教育長

説明は終わりました。質疑、ご意見等はございませんか。

従前から夏休みの休業日の最終日について変更してきたところですが、先ほどもありました、コロナ禍でその検討がなかなか進まない状況や、コロナ禍での授業数確保という新たな課題も出てきましたので、今提案がありましたように、令和4年度について8月28日までという変更をお願いしたいということです。

何かご質問ありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第7号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第7号につきましては可決されました。

では、日程第9、議案第8号「川西市学校運営協議会設置規則の一部を改正する規則の制定について」であります。事務局から説明をお願いします。

教育推進副部長  
(山戸)

それでは、議案第8号「川西市学校運営協議会設置規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の46ページをお開き願います。

本案は、川西市学校運営協議会設置規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するについて、川西市教育委員会事務処理規則第10条1号の規定により議決を求めるものでございます。

提案理由は、学校運営協議会の取扱いを変更するに当たり、規則の一部を改正する必要があるためでございます。

令和4年度より、学校運営協議会の実施校園を16校園へと拡充するに当たり、新たに学校運営協議会を設置する校園名を加えるとともに、委員の選定に当たって、先行実施校園を中心に地域学校協働活動を広げる中で、より緩やかに入替えを進める必要がある等の意見を受けて、連続する任期を3年から5年とするなど、本改正を行うものです。

改正案の内容につきましては、47ページからでございますが、新旧対照表でご説明いたします。議案書の49ページをお開きください。

第3条において、これまでの4校であった規定を12校追加することに伴い、全16校といたします。新たに追加される学校園は、「川西市立牧の台みどりこども園」「川西市立多田幼稚園」「川西市立東谷幼稚園」「川西市立多田小学校」「川西市立多田東小学校」「川西市立清和台小学校」「川西市立けやき坂小学校」「川西市立東谷小学校」「川西市立牧の台小学校」「川西市立北陵小学校」「川西市立清和台中学校」「川西市立川西養護学校」となります。

次に、第4条の第3号中「学校園予算の編成及び執行に関すること」を「学校予算の編成及び執行に関すること」に改めます。

50ページをお開き願います。

また、第6条の見出し中「学校園運営等に関する評価」を「学校運営等に関する評価」に改めます。

最後に、第10条中の委員が連続して就任できる任期の上限年数を現在の「3年」から「5年」に改めます。

規則の施行日は、令和4年4月1日からとしております。  
説明は以上です。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

石田教育長 説明は終わりました。ちょっと議案書、決裁しておって申し訳ないんだけど、担当、幾つか疑問点があるんだけど、よろしいですか。  
現状の学校運営協議会設置規則、4つ挙げていますけれども、川西市立北陵小学校は既に活動しているのでここに名前がないとあかんのじゃないんですか。

教育推進副部長 (山戸) 令和3年度中に活動し始めまして、令和4年度から正式にこちらのほうで入れていくという形になりますので、今現在動いてはおりますが、このときには学校運営協議会という形ではなかったということです。

石田教育長 それについては当該校校長を含めて認識しているんですか。

教育推進副部長 (山戸) このあたりから学校長との話は進めておりましたが、学校運営協議会として先行してやっていくというところで理解いただいたところです。

石田教育長 年度途中で先行して取り組んでおられたのでということですか。

教育推進副部長 (山戸) はい。

石田教育長 その辺、きちっと説明しておいていただかないと、今現在大変活発に活動していただいている、校長会議等でもプレゼンをしていただいている状況なので、その辺誤解のないように、新年度新たにきちっと規則の中に位置づけるというのは分かるんですけども、よろしく取扱いをお願いしたいのが1点です。

もう一点、これも決裁しておって申し訳ないんだけど、学校園の園が抜けているけれども、牧の台みどりこども園とか幼稚園とかは入っているのに、何で園を抜いたんですか。

教育推進副部長 (山戸) 学校園の学校というのは学校教育法のほうで定められている学校となっており、その中には就学前のこういう施設も学校という形で位置づけられているので、ここで改めて学校園という必要がなく、学校という形に改めさせてもらいました。

石田教育長           それは牧の台みどりこども園も同様なんですか。

教育推進副部長  
(山戸)           こども園のほうも学校の中の一つということで当然入っていますので、  
そうさせていただきます。  
                  以上です。

石田教育長           ということは、従前の規則の中に園という言葉が入っていたこと自体が  
重複していたということやね、文言が。

教育推進副部長  
(山戸)           そのとおりでございます。間違っておりましたので、ここで改めさせて  
いただくことにしました。

石田教育長           間違っているというより、正確に学校という位置づけで、法律上の学校  
という位置づけで整理したということですね。はい、分かりました。  
                  一応、先行地を中心として中学校区内に広げるということで、幼稚園以  
外の1小学校、2中学校について中学校区で広げるという意味ですね。は  
い、分かりました。  
                  何か、ほか質問ありますか。申し訳ないです、教育長が質問してしま  
いました。

坂本委員           教育長と同じことを聞こうと思っていて、細かいことになるんですけども、  
この北陵小学校が今年度から始まっていて、委員の方の連続する任  
期を5年を限度とするとなったときは、来年度から始めて5年になるん  
ですか。そうしたら5年を超えてくると思うんですけども、今年はず  
ごく熱く熟議される方ばかりでまだ残っておきたいわということにな  
ったときに、もう今年度の始まったときから5年と数えるのか、細かい  
ことなんですけれども、どういうふうに捉えたらいいですか。

石田教育長           基本的には規則で制定されたのが来年度からですので、来年度から任期  
が1年という形で解釈すべきものというふうに思っています。  
                  ほか、何か質問ありますでしょうか。

倉見委員           細かいことなので大勢に影響はないと思いますが、私の理解がよくない  
のかも分かりませんが、みどりこども園というのは、認定こども園  
のことでしょうか。

石田教育長            そうです。

倉見委員            では学校ではないのでは。といいますか、学校教育法的一条校ではないと思うのですけれども。

石田教育長            ちょっと担当から答えます。

こども未来部長  
（山元）            ご指摘のとおり、幼保連携型認定こども園は、いわゆる一条校の位置づけはございませんが、すみません、教育基本法だったかと思いますが、ちょっと名称が定かではないんですが、そちらのほうの法律で学校というふうな形で位置づけがされておりますので、学校の性格も持ち合わせているというふうな形になってこようかと思えます。

教育推進副部長  
（山戸）            学校教育法第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園を学校と言うというふうになっておりますので、こういうふうな学校という形にさせていただきました。  
                  以上です。

石田教育長            倉見委員、よろしいですか。

倉見委員            分かりました。了解です。

石田教育長            ほか、よろしいですか。

石田教育長            それでは、お諮りいたします。議案第8号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。  
  
                  （「異議なし」の声）

石田教育長            ご異議なしと認めます。よって、議案第8号につきましては可決されました。

石田教育長            以上で本日の議事は全て終了しました。

石田教育長 次回の定例教育委員会は、4月21日木曜日午後2時から、庁議室において開会の予定です。

石田教育長 これをもちまして、令和4年第6回川西市教育委員会(定例会)を閉会いたします。お疲れさまでした。

[閉会 午後3時02分]

以上会議の事項を記録し、相違ないことを認めましたので、ここに署名いたします。

令和4年4月21日

署名委員 坂本 かおり

佐々木 歌 織